

佐賀県告示第 189 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、車両の長さ及び軸距に応じて定める値が最大 25 トンである道路を次のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

平成 27 年 3 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
一般国道 498 号	伊万里市大坪町字戸次郎谷丙 201 番地先から 伊万里市大坪町字松ノ木原乙 362 番 5 地先まで
県道 唐津北波多線	唐津市北波多徳須恵字壁田 1167 番 5 地先から 唐津市北波多上平野 3364 番 6 地先まで
県道 塩屋大曲線	伊万里市南波多町古里字後口谷 4287 番 1 地先から 伊万里市南波多町水留字西 1840 番 1 地先まで
県道 千々賀神田線	唐津市千々賀字千々賀 416 番 4 地先から 唐津市山田字田中 4641 番 1 地先まで